

後期高齢者医療

歯科口腔健康診査(歯科健診)を受診しましょう

千葉県後期高齢者医療広域連合では、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持・改善することを目的に、今年度に76歳となる被保険者を対象に、歯科健診を実施します。

対象者

昭和19年4月2日から昭和20年4月1日生まれの被保険者の方
実施期間
9月1日(火)から令和3年1月29日(金)まで

費用

歯科健診に係る窓口負担はありません。

※健診後の治療に要する費用は有料となります。

健診項目

○歯の状況(現在有している歯、喪失している歯の確認)

○歯周病の状況(歯周病の発生状況)

○口腔機能の診査(口の動き、飲み込みや舌の動きの確認)

○その他(入れ歯の状態、口中の乾燥、清掃状況の確認)

健診の受け方

対象者へ、8月中旬に町から受診票を送付しますので、歯科健診を希望される方は、健診協力医療機関に直接予約し、受診してください。

受診時に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、受診票

対象医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

※案内通知に、町内及び近隣市町協力医療機関の一覧を同封します。その他の医療機関については、住民課国保年金班へお問い合わせください。

問 千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課
043-1216-5013

住 住民課国保年金班
043-1214

令和2年8月1日(土)から精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は重度心身障害者(児)医療費助成制度の対象となります

○対象者

・身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方
・療育手帳(A・Aをお持ちの方)

・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(令和2年8月1日から追加)

○受給方法

現物給付
医療機関等の窓口で保険証と町が発行する受給券を提示し、一部負担金を支払う。

○医療機関等での窓口負担

・対象者と同じ医療保険に加入している世帯員全員が町民税の所得割が非課税である場合は0円

・右記に該当しない場合は通院1回300円、入院1日300円の一部負担あり

・調剤については無料
・保険外診療及び入院時食事療養費等は助成対象外

○年齢制限

・65歳以上で新たに対象の

手帳(程度変更を含む)を取得した方は対象外
・生活保護を受給している方は対象外

○所得制限

対象者と同じ医療保険に加入している世帯員全員の町民税の所得割の合計が235,000円以上の方

○自立支援医療(精神通院)対象者の扱い

自立支援医療(精神通院)が優先です。重度医療の受給券と自立支援医療(精神通院)の受給者証を一緒に医療機関・薬局の窓口で出してください。

○自立支援医療(更生医療)対象者の扱い

自立支援医療(更生医療)が優先です。重度医療の受給券と自立支援医療(更生医療)の受給者証を一緒に医療機関・薬局の窓口で出してください。

【注意事項】

●助成対象外となるもの
・健康診断・予防接種・文書料・薬の容器代・入院時の差額ベッド代・食事代など

・交通事故など第三者行為に該当する場合
・学校などの管理下における

る負傷や疾病に対し、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象になる場合

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。手帳の有効期限が切れてしまうと重度医療費の受給資格がなくなってしまう

必ずお手持ちの手帳の有効期限を確認して更新手続きをしてください。

更新手続きは有効期限の3ヶ月前から行う事ができます。

更新のお知らせはしませんので、ご自分で確認をしてください。

問 福祉課障害福祉班
0479(84)1257

